

あしたの虹

2021年12月 No.12
〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26
大須土方ドリームマンション 401
日本国民救援会愛知県本部内 TEL 052-684-5825 FAX 052-684-6355

今年もお世話になりました 沢山の「署名」、「裁判長への意見書」など 本当に有り難うございました

(なお、諸般の事情により、今年は年賀状を失礼させていただきます。悪しからず、ご了承ください。)

◆来年は、田邊さんが出所します

2022年8月に田邊さんの刑期が満了となります。(様々な影響に配慮し、出所の日付については記しません。ご了解ください。)

夏の総会での提案に従い、「守る会」の世話人会では、出所後の支援の仕方について方針を定めるべく、多くのご意見を参考にしたいと思っています。出所に関わって先ず以て大事な課題は、住む所と生活のための手段を手に入れることです。

最終的には雅樹さん自身が決めることですが、彼の望みが叶うようにどれだけのお手伝いが私たちにできるかが問題です。そこで、救援会大分県本部の河野武男事務局長にお付き合いをお願いし、役員2名が12月6日と7日に大分刑務所で面会をしてきました。



渡辺

河野

芝野

今回は、現在の生活の様子などと、出所後の生活についての考えなどをお伝えします。

《現在の一日》

朝6時半起床 食事

作業 8:45～ 外の仕事(草取りなど)

風呂の掃除(毎日12～13人で1時間くらい)

雨の時などは通路の掃除・ワックスがけなど
布団干しも時々行う

福井刑務所から戻ってからの作業は毎日同じ
午後の作業は13:30～16:00

テレビは19:00～21:00まで見ることができ、

チャンネル選択は自由 朝ドラや大河ドラマ
も見ているとのこと

新聞は、休憩時間(午前は10分、午後は15分)に
食堂で読むことができる

休みの日は、部屋で15分間読むことができる

就寝 21:00 一斉に電気が切られる

朝陽で本を読むことはできる

(その他)

- ・夏には冷房が付いた(使用時間制限はある)
- ・コロナ感染については、中は大丈夫とのこと
- ・本の注文は、支援者をお願いしている
- ・運動(会)は外のグラウンドで実施
体育館もある
- ・慰問の娯楽等は、今はコロナで行われていない
- ・食事の量は十分 いつも完食 体も丈夫
- ・寒さはシャツを重ねることでしのいでいる

久しぶりに会う田邊さんは少し痩せた印象でしたが、顔の色艶も良く、目にも力が宿っていて元気そうでした。快活によく話してくれましたが、ここでは彼自身が口にした「心配なことは、就職先と住む所」という点に的を絞ります。

《出所後への思い》

まず、田邊さんからの手紙(11月)に書かれていた思いの一節を紹介します

「出所後は自分の雪冤や冤罪犠牲者への支援活動に取り組む気持ちもありますし、就職して暮らす土地は再審で無罪が確定するまでの期間私としては両親の元に戻って暮らしたいと思っておりますが両親の気持ちによって世間体を気にするのであれば…」

次に、面会時に話してくれたことを書きます。

- ・故郷に戻って親と一緒に暮らしたいと考えていたが、まだ無罪になったわけではないので、親の心配も分かる。(お父さんは、「人付き合いが上手でもない雅樹さんが、支えてくれる友人もいないようなところでちゃんとやってゆけるかどうか」を心配している)
- ・愛知は余り行きたい所ではない。
- ・知っている人のいないところで、ゼロからのスタートを切りたい。
- ・東京なら新天地としてよいと思う。
- ・お金が沢山あるわけではないので、就職先は寮のあるところがよい。
- ・持っている資格が活かせる仕事がよい。例えば、小型フォークリフト、ユンボなど。

*因みに、田邊さんの所持している免許や資格は〔運転免許〕①大型自動車第一種 ②大型特殊自動車 ③けん引自動車第一種 ④自動二輪車(中型)(400cc)

〔資格〕①小型2級・特殊船舶操縦士(含：水上オートバイ) ②アマチュア4級無線従事者 ③フォークリフト運転技能者 ④高圧ガス移動監視者(液化石油ガス) ⑤危険物丙種取扱者(ガソリン、軽油、重油、灯油) ⑥車両系建設機械運転技能者(ユンボ、ホイールローダー、ブルドーザー) ⑦小型移動式クレーン運転士(5トン未満) ⑧玉掛け技能者 と、手紙(12月)に書いてありました。

田邊さんに激励のお手紙を出して下さい

【宛先】

〒870-0856 大分市畑中5-4-1 田邊雅樹 様

◆12月3日、弁護団が新証拠を提出

幼児が投棄されたとされる時間帯における現場の潮流の分析から、「田邊さんの自白の信用性を弾劾するもの」で、東京海洋大学名誉教授のM先生による意見書です。今年の総会で堀龍之弁護団副団長が講演で採り上げた内容の決定版です。

◆来年1月23日に、大宣伝行動を計画

2016年7月15日に名古屋高裁刑事第1部に出された田邊さんの再審請求は、まともな審議がされないまま、2019年1月25日に棄却決定が出されました。現在は刑事第2部での異議審が行われていますが、請求棄却決定から3年となるのを機に、一昨年、昨年と同様に「豊川事件の再審開始を強く求めると共に、真に冤罪犠牲者を救済する法制度の確立の必要性を説く大宣伝行動」を豊橋駅前で開催します。午後1時半からの1時間です。参加できる方は是非お越し下さい。目標は40名規模です。

◆「署名」と「意見書」の到達点

異議審になってから、全国の支援者の皆様から寄せられた署名は、12月20日現在で15,850名分になっています。また今年の1月下旬、コロナ禍の中で大勢が集まらなくてもできる運動として提案し、ご協力を求めた「裁判長に支援者の声を直接届ける上申書を出そう」という取組みにも180通もの上申書が寄せられました。本当に感謝致しております。

◆「再審法改正運動」——国会への請願署名

田邊さんを支援する運動を通じて、私たちは心の底から「冤罪をなくさなければならない」という強い思いに囚われています。しかし、同時に、神ならぬ身の人間が行う裁きには、どんなに気をつけていても誤判が生じる可能性は否定できません。ただ、間違いはすぐにでも正さなければなりませんし、その由来を徹底的に検証することで二度と同様な間違いを犯さないようにしなければなりません。その為の法整備が必要です。

愛知県の東三河地方でも「再審法の改正をめざす東三河市民の会」を、11月3日に立ち上げました。私たち「田邊さんを守る会」もその一翼を担います。こちらの署名にもご協力をお願いします。

◆来年1月17日から郵貯の振込手数料が上がります。同封の書面をお読み下さい。